

高知地方・家庭裁判所合同委員会（第29回）議事概要

1 日 時

平成30年7月11日（水）午後3時から午後5時まで

2 場 所

高知地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員（五十音順，敬称略）

ア 地方裁判所委員会委員

石 井 寛 也（家庭裁判所委員会委員を兼任）

大 谷 英 二

岡 本 佐代子

高 松 清 之

長 山 育 男

畠 中 智 子

久 直 史

山 崎 真 人

山 田 裕 文

吉 田 肇（家庭裁判所委員会委員を兼任）

イ 家庭裁判所委員会委員

有 田 尚 美

石 井 寛 也（地方裁判所委員会委員を兼任）

稲 玉 祐

井 上 義 広

近 藤 邦 夫

佐 藤 章

中 橋 紅 美

福 島 和 彦

吉 田 肇（地方裁判所委員会委員を兼任）

(2) 事務担当者等

藤 本 薫（高知地方裁判所事務局長）

近 藤 英 彰（高知家庭裁判所事務局長）

河 野 博 文（高知地方裁判所民事首席書記官）

立 道 包 壽（高知地方裁判所刑事首席書記官）

八 木 哲 也（高知家庭裁判所首席家庭裁判所調査官）

岩 井 正（高知家庭裁判所首席書記官）

佐 野 真 一（高知地方裁判所事務局総務課長）

高 尾 愉 理（高知家庭裁判所事務局総務課長）

森 田 真由美（高知地方裁判所事務局総務課課長補佐）

市 原 昌 彦（高知家庭裁判所事務局総務課課長補佐）

4 議事

(1) テーマ

採用における広報活動について

(2) 意見交換等

ア 高尾家裁総務課長から、採用における広報活動について説明し、採用広報動画を視聴した。

イ 意見交換（○：委員，●：主に説明を担当した委員，事務担当者等）

裁判所の取組に対する印象，意見等について

● 採用における広報活動に関する裁判所の取組について，どのような観点からでも結構ですので，御意見，御感想をお聞かせください。

○ 率直に申し上げますと，国家公務員試験の中でも難関で，倍率が高く，受験する人も多く，広報ツールとしてのメニューも揃っていると感

した。民間企業は売り手市場で、5人採用したくても5人受けてくれないという状況にあるので、裁判所をうらやましく感じるのではないかと思われますが、採用に関してどのような問題があると考えておられるのでしょうか。

● 学生の方は、数多くの公務員試験を受験しており、その中の一つに裁判所も入っていますが、競合した場合に最終的に裁判所を職場として選んでいただけるかという点です。国家公務員の場合、合格者の名簿を作成して名簿の上位の者から声掛けをして採用していくことになりますが、その際に、合格者が県庁や市役所の方を選んで、裁判所を職場として選んでもらえないことがありますので、そのあたりが課題であると考えています。

○ 定員割れの場合もあるのでしょうか。

● 辛うじてそこまでには至っておりませんが、先ほど御説明したとおり、来年から大量退職期が始まり、採用試験申込者数が減っている反面、採用予定者数が増えてくるという中で、名簿が枯渇するという状況になりかねないという危機感を持っています。

○ このような仕事があるというメッセージは、大学生のみに発信しているのでしょうか。法学部でなくても受けられる、心理学を勉強していなくても受けられるということであれば、どうしても滑り止めで受けておこうということになってしまうと思います。それよりは、今は小学生や中学生に対するキャリア教育というものが広がっているので、小学生や中学生に向けて発信してはどうでしょうか。毎年、夏に子供たちが仕事体験ができるイベントが開催されており、そこには警察官やナースの仕事はありますが、裁判所の仕事はありません。いきなり大学生に対して「受けてみませんか。」という話をして、情熱を持って受けていなければ、他に流れてしまうのは避けようがないのではないかと感じました。

せっかく、ゆるキャラを作っているのであれば、これを使って子供たちにもアピールしてはどうでしょうか。

- 裁判所全体の広報活動として、例年、夏休みに小学生に対する裁判所体験ツアーを行ったり、小学校や中学校からの職場体験の申入れに対して柔軟に対応しているところではありますが、まだまだ足りないと認識いたしました。
- 最近、私の職場においても、小学校や中学校の先生がキャリア教育を考えて、職業体験をさせたいという申込みが増えています。裁判所という職業自体が、まだ見える化されていないため、職業選択の中に裁判所の仕事が全く出てこないのだと思います。向こうからのリクエストを待つのではなく、裁判所側から積極的にアピールしていくとよいのではないのでしょうか。
- 私の職場でも、採用で内々定を出している時期ですが、辞退者の数が年々増えています。超売り手市場といわれている中で、学生は数多くの内々定を取ってからどこに行くかを考えるという状況が続いています。入口の段階では、職場の雰囲気の良いさをアピールすることが必要ですが、入ってからの離職の問題もあるので、それだけではなく、仕事をするうえでの厳しさも出していかなければ、入社後の早期離職につながっていく可能性もあるなど、広報活動の難しさを感じています。採用における母数は、去年に比べて2割程度減っています。母数をどのように増やすのかという課題につきましては、先ほども出ましたように、現役の大学生だけではなく、小学生や高校生に対する働き掛けに取り組んでいます。社内見学を積極的に受け入れたり、若い世代のインターンシップを受け入れたりなど、母数を増やす努力を行い、レベルの高い学生をより多く採用したいと考えています。面接の際に、5年前は「この仕事をしたい、この仕事をやりながらこんなやりがいを見つけない。」という学生が多

かったが、ここ1, 2年は、仕事の内容ややりがいよりも、働きやすさや雰囲気重視の学生が増えたと感じます。インターンシップは学生に対する社会学習の場であると位置づけ、魅力的な職場であると感じてもらうことも大切ですが、その中で、厳しさや働くことのしんどさというものも散りばめながら取り組んでいます。このような努力が、この職場で働こうという意識につながるかもしれないと考えています。

- 小学生、中学生、高校生に対して裁判所の職場の魅力をアピールするという視点はなかったのですが、今後はこのような視点も持つ必要があると感じました。
- 高知では、小学生などに対するアピールはあまりできておりません。インターンシップにつきましては、東京や大阪などでは行われるようになっていきます。高知には法学部がなく、大学で法律以外のことを学んでいる学生も多いため、業務体験という形で、窓口での手続案内の様子、法廷での様子や書類作成の様子などについて少し体験してもらうという取組は行っていますが、まだまだ不十分なところが多いです。
- 新卒者がターゲットなののでしょうか。受験資格をみると、30歳くらいまでは受験できるようですが、転職者の方もいるのでしょうか。
- そのような方もいますが、申込者数の現状をみると、既卒者の申込みは減少しています。
- 一般的に裁判所は裁判をしているイメージが強いので、事務官の仕事については、動画を見てはじめてよく分かりました。事務官の仕事は表に見えづらいので、中学生や高校生に知らせていくような広報に取り組んではどうでしょうか。
- 大手企業も採用に困っているような状況なので、しばらくは採用の分母が減ってくるのは仕方がないと感じます。私の職場は、どちらかといえば裏方で人気のない業種であるため、採用は厳しい状況です。職場の

雰囲気作りや一本釣りなど、地道な活動でなんとか人材を増やしているところでは、動画を見て、チームプレーであったり、すばらしい先輩がいたり、よい雰囲気があったりというところを感じましたので、そこを知らせていくことが一番大切ではないでしょうか。最終的に職場を選ぶ際には、雰囲気であったり、自分が成長できる何かがあったりということが重要なファクターになってくると思いますので、職場見学を含め、大学OBとの対話などを通じて学生が生の声を聞く機会を作ることで、裁判所が選ばれるのではないのでしょうか。

- 当社では、今年からリクルーター制度を作りました。関東、関西、高知で入社してきた若いメンバーと学生が接点を持ちつつ、当社のよさを伝えていく取組を始めました。裁判所でできるかどうかは難しいところがあるかとは思いますが、民間企業では、より広く、より深く、個々の学生とつながっていこうと考え、リクルーターを入れるところが増えていきます。
- 大学での説明会に参加する際には、せっかくの機会なので、出身者を連れていきたいところですが、出身学生が少ないという現状があり、苦労しているところでは。
- 裁判所で働きたいと思ったときに、採用試験の区分はどうなっていますか。
- 事務官でいえば、総合職と一般職という大きな枠組みがあります。内部の試験を受けてキャリアアップをして、書記官になることができます。家裁調査官補は総合職のみですが、養成課程を経て家裁調査官になります。
- この裁判所で働いている方は、みなさんがこの試験を受けて採用されているのでしょうか。
- 裁判官は司法試験になりますが、それ以外の職員については、労務職

等一部を除けば、いずれかの試験を受けています。本日の説明からは省いていますが、採用試験には高卒の区分もあります。

- 参考ですが、以前、整備士の人数が減っているのに、国土交通省から各県の陸運局に対して指示を行い、毎年10校程度の高校を訪問してリクルートを行ったということもあったようです。
- 裁判所では、パンフレット、動画、フェイスブック、就職サイトなどのツールを用いて広報活動を行っていますが、御覧になっていかがでしたでしょうか。
- 動画を見ると、女性がたくさん出演されていましたが、女性の比率はどの程度でしょうか。
- 裁判所は、他の官庁に比べて女性の割合が多くなっています。
- 女性が多い職場は少ないのが現状ですので、いい意味で売りになると思います。
- ありがとうございます。少し古いデータにはなりますが、平成28年4月1日現在の採用職員に占める女性の割合は59.8パーセントです。女性が多く働きやすい職場である、ということは、男性職員にとっても働きやすい職場であるという点については、説明会でもアピールしています。
- 最近では女性の採用が多く、産休や育休の制度も充実していますし、育休復帰の際の研修も充実しています。
- 女性が働きやすい職場であるということが、なぜ動画に活かされていないのでしょうか。結婚したり子育てをしてもずっと働き続けることができる職場であるということは、女性が職場を選ぶときの重要な要素であると思いますが、残念ながら、動画は優等生のインタビューだらけにしか見えませんでした。仕事にやりがいがあるという点はよく分かりましたが、生活が素敵に送れるという視点を加えると、もっと魅力的な動

画になるのではないかと感じました。動画では下に役職が表示されていましたが、例えば、〇〇大学〇〇学部卒というような表示があれば、バラエティ豊かな人がいる職場であるということが分かり、そこがまた一つの魅力になるかもしれませんし、自分が大学で学んでいたことではないことでこの職場を目指した動機や今の職場がどれだけ魅力的な場所なのかという視点を足してはどうでしょうか。

採用試験広報用パンフレットは、裁判所に入りたいという人しか開かないようなデザインになっていたのですが、ファーストアプローチという点で、動画の中でそこがきちんと伝わる必要があるのではないかと感じました。

- かつては私の職場は希望者が多かったのですが、今は、働き方改革に逆行するような職場であり、あまり人気がありません。4月に入社した新卒の学生が、4月中に転職サイトに登録するという記事も載っておりまして、石の上にも3年ということわざが死語になりつつあります。若者の意識も随分変わってきているので、人事担当者はそれに対応していかなければならないという話をしています。小学生の頃から親しみを持ってもらうため、小学生の見学を積極的に受け入れようとしています。
- リクエストですが、今は動画を作るためのソフトが充実しているので、ぜひ、高知の裁判所で土佐弁の広報動画を作っていただきたいと思っています。そうすることで、身近に感じるのではないのでしょうか。
- 先程、就職を希望する学生の気質も徐々に変わってきているとの話がありましたが、学生の気質について何か御存知のことがあれば御紹介いただけないのでしょうか。
- 採用に関する研修会で、大学の就職センターの教授の話を聞きました。バブル前に社会に出た者は、精一杯頑張って努力すれば報われるという時代背景の中で育ってきていますが、最近では景気のいい状態を知らない

まま育ってきているという環境の中で、そこそこ頑張っ、そこそこ報われればいいという考えの者が増えている、お金や地位や名誉に対する執着は以前に比べて薄くなっており、目立つことを避けるような傾向があるという話でした。今の学生が悪いというわけではなくて、昭和的な考え方で教え込んでいくと、メンタルを痛めてしまうという例が増えていくので、企業側は、今の学生の気質に合わせた育成方法や接し方をしていかなければならず、そこができるかどうかで、企業として存続できるかどうかに関わってくる、人材の確保は死活問題であり、今の時代の学生から入りたいと思われる職場であるかどうか生き残れるかどうかの大きな鍵になるのではないかという話がありました。

- 毎年、少人数の小学生を連れて、裁判所や税務署の見学を行っており、今年も裁判所の見学にも来る予定となっております。いつもは裁判所の中だけの説明ですが、その際に裁判はこのような形で行われているというような説明をしていただければ、宣伝もできるのではないのでしょうか。
- そのような形で対応させていただきたいと思います。
- 本日は、貴重な御意見、御提言をたくさんいただき、ありがとうございました。

本日いただきました御意見、御提言をもとに、裁判所として採用における広報活動に取り組んでまいりたいと考えております。

5 次回開催予定

(1) 地方裁判所委員会

ア 開催日

平成31年1月29日(火)

イ テーマ

裁判員候補者や裁判員が裁判員裁判に参加しやすいための環境整備について

(2) 家庭裁判所委員会

ア 開催日

平成31年1月17日（木）

イ テーマ

成年後見制度利用促進基本計画への取組について

(3) 開催場所

高知地方・家庭裁判所大会議室